

令和 6 年度第 4 回静岡市国民健康保険運営協議会 開催結果

1 開催日

令和 7 年 1 月 21 日（火）

2 開催方法

書面開催

3 出席者

委員 14 人（欠席者なし）

※意見書の提出（会長は各委員から提出された意見書の確認）をもって出席とします。

4 答申書案の確認について

別紙 2 のとおり

5 答申書について

・ 答申書（修正後） 別紙 3 のとおり

・ 答申書（修正箇所見え消し） 別紙 4 のとおり

※御提案いただいた修正事項については、全てその趣旨を踏まえた修正をしました。

意見書に記載のあったものを転記しています。ただし、「特になし」等の記載は省略させていただきます。

1. 答申書（案）の「2 理由」について

| 委員     | 御意見                     |
|--------|-------------------------|
| 望月和義委員 | 激変緩和の観点から、最適な措置であると考える。 |

2. 答申書（案）の「3 要望事項」について

| 委員     | 御意見                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 望月和義委員 | 令和8年度から保険料の引き上げが想定されるため、市民の理解を得られるよう時宜に応じた周知に努められたい。                |
| 市川正委員  | 被保険者が、経済的理由等による極度の受診控えで重症化することのないよう適切な健康指導を行うこと。                    |
| 大石泰子委員 | 今後も医療費の上昇が予想されるが、これからも病気等の時に安心して受診できる様、又、保険料はなるべく安価である様、運営していったほしい。 |

# 答 申 書

令和 7 年 1 月

静岡市国民健康保険運営協議会

令和 7 年 1 月 24 日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会  
会長 石上 顕太郎

令和 7 年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

令和 6 年 10 月 15 日付け 06 静保健保第 2180 号による諮問に対し、静岡市国民健康保険運営協議会規則（平成 16 年静岡市規則第 41 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 審議結果

令和 7 年度の保険料率は、据置きとすること

2 理由

国民健康保険（以下「国保」という。）の都道府県単位化により、毎年度、市は静岡県が算定する事業費納付金（以下「納付金」という。）を県に納めており、保険料収入と基金の活用等で、この納付金を賄うよう保険料率を設定する必要があります。

被保険者 1 人あたりで換算した納付金額は、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の伸びや被保険者数の減少により増加傾向にあります。

また、静岡県は、令和 12 年度までに納付金ベースでの統一、最終的に保険料率の完全統一を目指す方針を示しております。

このような中で、令和 6 年度の保険料については、1 人あたり平均 2 千円の引き上げとなるよう保険料率の改定が行われました。

今後も、1 人あたり医療費が伸び続け、令和 12 年度時点での保険料水準は現在よりも上昇することを予測するものの、令和 7 年度においては、現行の保険料率による保険料収入のほか、静岡市が保有する国民健康保険事業基金を活用することにより、安定した財政運営を継続することは可能であることが見込まれます。

以上のことから、国保財政の安定的な運営と被保険者の負担感を極力抑える対応を両立することは可能と考え、令和 7 年度は、保険料率を据置きとすることが妥当であると考えます。

3 要望事項

- (1) 国保は被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難という構造的課題があるが、国保を持続可能な制度とするため、国に更なる公費拡充により財政基盤のより一層の強化を図ることを、引き続き要望していくこと。
- (2) こどもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、より一層の制度の拡充を図ることを、引き続き要望していくこと。
- (3) 静岡市国保被保険者の特定健康診査の受診促進、後発医薬品の普及促進、重複服薬者・重複受診者に対するアプローチを行い、医療費の適正化に努めるとともに、被保険者が経済的理由等による極度の受診控えで重症化することがないように適切な対応を行うこと。
- (4) 保険料率の引き上げの際には、被保険者の負担感に配慮するとともに、被保険者の理解が得られるように十分な周知を行うこと。

## 令和 6 年度静岡市国民健康保険運営協議会委員

|        |         |                                 |
|--------|---------|---------------------------------|
| 会 長    | 石 上 顕太郎 | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 会長職務代理 | 長 沼 滋 雄 | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 委 員    | 小 泉 住 雄 | 被保険者代表<br>(静岡市自治会連合会)           |
| 委 員    | 荒 尾 浩 子 | 被保険者代表<br>(公募委員)                |
| 委 員    | 大 石 泰 子 | 被保険者代表<br>(公募委員)                |
| 委 員    | 望 月 和 義 | 被保険者代表<br>(公募委員)                |
| 委 員    | 鈴 木 研一郎 | 保険医代表<br>(一般社団法人静岡市静岡医師会)       |
| 委 員    | 大 蝶 修 司 | 保険医代表<br>(一般社団法人静岡市清水医師会)       |
| 委 員    | 田 村 史 之 | 保険医代表<br>(一般社団法人静岡市清水歯科医師会)     |
| 委 員    | 河 西 きよみ | 保険薬剤師代表<br>(一般社団法人静岡市薬剤師会)      |
| 委 員    | 高 木 強   | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 委 員    | 市 川 正   | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 委 員    | 田ノ下 倫 正 | 被用者保険等保険者代表<br>(静岡県自動車販売健康保険組合) |
| 委 員    | 永 井 成 司 | 被用者保険等保険者代表<br>(静岡県金属工業健康保険組合)  |

# 答 申 書

(案)

令和 7 年 1 月

静岡市国民健康保険運営協議会

令和 7 年 1 月 24 日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会  
会長 石上 顕太郎

令和 7 年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

令和 6 年 10 月 15 日付け 06 静保健保第 2180 号による諮問に対し、静岡市国民健康保険運営協議会規則（平成 16 年静岡市規則第 41 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 審議結果

令和 7 年度の保険料率は、据置きとすること

2 理由

国民健康保険（以下「国保」という。）の都道府県単位化により、毎年度、市は静岡県が算定する事業費納付金（以下「納付金」という。）を県に納めており、保険料収入と基金の活用等で、この納付金を賄うよう保険料率を設定する必要があります。

被保険者 1 人あたりで換算した納付金額は、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の伸びや被保険者数の減少により増加傾向にあります。

また、静岡県は、令和 12 年度までに納付金ベースでの統一、最終的に保険料率の完全統一を目指す方針を示しております。

このような中で、令和 6 年度の保険料については、1 人あたり平均 2 千円の引き上げとなるよう保険料率の改定が行われました。

今後も、1 人あたり医療費が伸び続け、令和 12 年度時点での保険料水準は現在よりも上昇することを予測するものの、令和 7 年度においては、現行の保険料率による保険料収入のほか、静岡市が保有する国民健康保険事業基金を活用することにより、安定した財政運営を継続することは可能であることが見込まれます。

以上のことから、国保財政の安定的な運営と被保険者の負担感を極力抑える対応を両立することは可能と考え、令和 7 年度は、保険料率を据置きとすることが妥当であると考えます。

3 要望事項

- (1) 国保は被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難~~である~~という構造的課題が~~ありま~~~~す~~あるが、国保を持続可能な制度とするため、国に更なる公費拡充により財政基盤のより一層の強化を図ることを、引き続き要望していくこと。
- (2) こどもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、より一層の制度の拡充を図ることを、引き続き要望していくこと。
- (3) 静岡市国保被保険者の特定健康診査の受診促進、後発医薬品の普及促進、重複服薬者・重複受診者に対するアプローチを行い、医療費の適正化に努める~~こと。~~とともに、被保険者が経済的理由等による極度の受診控えで重症化することがないように適切な対応を行うこと。
- (4) 保険料率の引き上げの際には、被保険者の負担感に配慮するとともに、被保険者の理解が得られるように十分な周知を行うこと。

## 令和 6 年度静岡市国民健康保険運営協議会委員

|        |         |                                 |
|--------|---------|---------------------------------|
| 会 長    | 石 上 顕太郎 | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 会長職務代理 | 長 沼 滋 雄 | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 委 員    | 小 泉 住 雄 | 被保険者代表<br>(静岡市自治会連合会)           |
| 委 員    | 荒 尾 浩 子 | 被保険者代表<br>(公募委員)                |
| 委 員    | 大 石 泰 子 | 被保険者代表<br>(公募委員)                |
| 委 員    | 望 月 和 義 | 被保険者代表<br>(公募委員)                |
| 委 員    | 鈴 木 研一郎 | 保険医代表<br>(一般社団法人静岡市静岡医師会)       |
| 委 員    | 大 蝶 修 司 | 保険医代表<br>(一般社団法人静岡市清水医師会)       |
| 委 員    | 田 村 史 之 | 保険医代表<br>(一般社団法人静岡市清水歯科医師会)     |
| 委 員    | 河 西 きよみ | 保険薬剤師代表<br>(一般社団法人静岡市薬剤師会)      |
| 委 員    | 高 木 強   | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 委 員    | 市 川 正   | 公益代表<br>(静岡市議会議員)               |
| 委 員    | 田ノ下 倫 正 | 被用者保険等保険者代表<br>(静岡県自動車販売健康保険組合) |
| 委 員    | 永 井 成 司 | 被用者保険等保険者代表<br>(静岡県金属工業健康保険組合)  |